姫路港クルーズセミナー運営業務企画提案コンペ実施要領

1 事業概要

- (1) 委託業務名 姫路港クルーズセミナー運営
- (2) 実施主体 姫路港ポートセールス推進協議会(以下「協議会」という)
- (3) 委託金額 1,980,000 円以内(消費税及び地方消費税を含む)
- (4) 業務内容 業務委託仕様書のとおり

協議会は、クルーズ客船の誘致・受入に取り組んでいる。現在、コロナ禍のため、日本では国内クルーズのみ再開している。一方、世界のアジア以外の地域では、クルーズはコロナ禍前と同様に再開しており、再び活況を呈している。

コロナ後、日本においてもクルーズの活況が想定されることから、姫路 港がクルーズの寄港地や発着港として知名度を上げ、播磨圏域のクルーズ 人口の増加やクルーズ客船を受け入れる住民の機運を高める必要がある。

その一環として、感染症対策も含めたクルーズ旅行の魅力について、クルーズ旅行に参加したことのない住民向けのセミナー及びクルーズ旅行相談会を開催し、広く住民に知ってもらうことを目的とする。

2 応募資格

(1) 企画提案コンペに応募できる者は、民間企業、 NPO法人、その他の法人であり、 以下に掲げる事項をすべて満たすこと。

また、複数の企業・団体の共同体(コンソーシアム)により応募も可能であり、申請は代表者が行うこと。その場合、代表者及び構成員すべてが次の要件を満たすこと。

- ① 事業の実施にあたり、当該業務を円滑に遂行するための経営基盤を有していること。
- ② 協議会との打合せや問合せ等に適切に対応できること。
- (2) 次のいずれかに該当する事業者等は、前項の規定に関わらず、公募に参加する資格を有しない。
 - ① 地方自治法施行令第 167 条の4の規定に該当する者
 - ② 兵庫県又は姫路市の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - ③ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て中、また は更生手続中である者
 - ④ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て中、また は再生手続中である者
 - ⑤ 県税、姫路市税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者

3 実施スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下のとおりとする。

| 公募型企画提案コンペ実施公告 | 令和4年11月14日(月) |
|----------------|--------------------|
| 質問受付期限 | 令和4年11月24日(木)15時まで |
| 参加意思確認書提出期限 | 令和4年12月 5日(月)17時まで |
| 提案書類提出期限 | 令和4年12月12日(月)17時まで |
| 審査会 | 令和4年12月中旬~12月下旬の間 |

4 提出書類について

(1) 受付期間

令和4年11月14日(月)~令和4年12月12日(月) 17 時必着 *土日、祝日を除く平日の9時から17時まで

<u>なお、参加にあたっては、参加意思確認書(様式6)を12月5日(月)17時までに</u> 提出すること(持参、郵送、ファックス、メール送信可)。

(2) 提出先

姫路港ポートセールス推進協議会事務局

(兵庫県中播磨県民センター姫路港管理事務所内) (以下「事務局」という。)

〒672-8063 兵庫県姫路市飾磨区須加 294

(3) 提出方法

原則として事務局に持参して提出すること。郵送による場合には、事前に電話等により事務局に連絡したうえで、 $\frac{6\pi 4 \mp 12 \pi 12 \pi 12}{17}$ 時までに事務局に到着するように提出すること。

(4) 企画提案書

① 企画提案コンペ応募申請書(様式1)

9部

② 資格調書(様式2)

9部

③ 提案書(様式任意)

9部

【提案項目】

- ・クルーズセミナーの全体概要、実施計画
- ・クルーズ (特に瀬戸内海クルーズ) 旅行の魅力を伝えることのできるクルーズ 関係者、講師の提案
- ・抽選会やビンゴゲーム等のクルーズセミナーがより魅力あるものになる提案
- ・クルーズ旅行相談会の実施内容に関する提案
- ・クルーズ関係者との意見交換会に関する提案
- ・事前広報 (チラシのデザイン・作成を含む) に関する提案*デザインはラフ案で可

| 4 | 業務実施体制 | (様式任意) | 9 | 9部 |
|---|--------|--------|---|----|
|---|--------|--------|---|----|

- ⑤ 誓約書 (様式3) 1部
- ⑥ 誓約書(様式4) 1部
- ⑦ 誓約書 (様式 5) 1 部
- ⑧ 見積書及び経費内訳(様式任意) 9部
- ⑨ その他添付書類(会社概要等) 1部
- ⑩ 県税及び姫路市税に滞納がないことを証する書類 1部

(提出の日において発行から3ヶ月以内のもの ただし、兵庫県または姫路市の入札 参加資格名簿登載の事業者は除く。)

※なお、契約締結時に下記の書類の提出を求める。 定款

(5) 注意事項

- ① 申請書類の作成及び提出に要する経費は応募者の負担とする。
- ② 申請書類は理由の如何を問わず返却しない。

5 受託事業者の選定

- (1) 事前審査
 - ① 提出書類をもとに、必要に応じて事務局が参加資格の確認を行い、これを通過した者のみ、後日有識者等による企画提案コンペ審査会(以下「審査会」という。)において内容を審査する。
 - ② 審査会の詳細は、応募者へ別途通知する。
 - (2) 審査会
 - ① 原則として応募者にプレゼンテーション等を求める。ただし応募者多数の場合は, 3者程度に絞った上で実施する。
 - ② 審査会は、令和4年12月中旬~12月下旬の間に実施する。
 - ③ 応募のあった提案事業は以下に掲げる内容などについて総合的に評価し、選定する。 【提案内容について】
 - (ア) 企画力 (仕様書の理解、クルーズの魅力、楽しさを伝える企画・講師、 セミナー参加へのインセンティブ)
 - (4) 業務遂行能力 (実施体制、知識・ノウハウ、セミナー開催などの取扱実績)
 - (ウ) 伝達力 (参加者への訴求)
- (3) 決定方法

審査会の審査結果に基づき、最も優秀な提案を行った者を受託予定者に決定する。

(4) 選定結果の連絡

選定結果は、採否を問わず、事務局から参加者に対して文書により通知する。

- (5) 審査対象からの除外(失格事由)
 - ① 「2 応募資格」に該当しない場合
 - ② 要領に違反又は著しく逸脱した場合
 - ③ 審査委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
 - ④ 企画提案応募書類に虚偽の記載を行った場合
 - ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行った場合
- (6) その他

必要に応じて、応募者に対し、個別に内容の確認や書類の提出、ヒアリング等を行う場合がある。

6 採択の取消し

次の場合は採択を取り消す場合がある。

- (1) 提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合。
- (2) 契約締結までの間に、受託候補者が兵庫県もしくは姫路市入札参加資格制限基準に該当する場合、または兵庫県もしくは姫路市の指名停止を受けた場合。

7 委託契約の締結

- (1) 契約に関する事務、事業の進行管理は、事務局で行う。
- (2) 協議会は、選定された事業を提案した事業者等と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。

8 契約の解除

(1) 委託契約に記載の条項に違反があったとき、協議会は契約の一部又は全部を解除し、 委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合 がある。

(2) 上記(1)により契約を解除した場合、協議会は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

9 委託料の支払い

委託費の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、協議会が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

10 適正な事業執行に係る留意事項

- (1) 受託者は、本事業が協議会との委託契約に基づく事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。
- (2) 実施にあたっては、本事業に係る総勘定元帳、決算書類、出納整理簿、支払振込書 及び請求書や納品書等の会計関係帳簿類を整備するとともに、事業者等が実施してい る既存事業の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (3) 事業者等は、実績報告書の記載内容が確認できる書類(会計関係帳簿類、通帳等) を事業終了後5年間保存すること。
- (4) 本事業については、事業終了後も含めて、県監査委員の検査対象等となる場合があるため、事業者等は、検査対象となった場合は検査に協力すること。
- (5) 事業の受託により得られた情報は、委託事業終了後においても守秘義務があること。
- (6) 事業の全部又は一部を協議会の承諾を得ずに他者に再委託することは認めない。

11 著作権等について

本事業の成果物等に係る権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、原則協議会に帰属するものとし、加工、二次利用及び第三者への譲渡ができるものとする。 なお、製作段階におけるこれらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。

12 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、次の方法により受け付ける。

(1) 受付期間

令和4年11月14日(月)~令和4年11月24日(木)15時まで

(2) 質問方法

「(様式) 姫路港クルーズセミナー運営業務企画提案に関する質問票」を電子メールまたは FAX により提出。なお、電子メールまたは FAX を送付したときは、電話などにより到着を確認すること。

(3) 質問先

姫路港ポートセールス推進協議会事務局

(兵庫県中播磨県民センター姫路港管理事務所内) 担当: 唐津

〒672-8063 兵庫県姫路市飾磨区須加 294

TEL: 079-235-0176 FAX: 079-234-5172

Mail: Eiji_Karatsu01@pref.hyogo.lg.jp

(4) 回答方法

原則、質問者に回答する。なお、同種の質問が想定されるもの等については、協議会のホームページに回答の内容を掲載する。

(5) その他

ア 書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問い合わせは受け付けない。

イ 電子メールのタイトルに「【質問】「姫路港クルーズセミナー運営業務企画提案」と 明記すること。

13 問い合わせ先、書類提出先

姫路港ポートセールス推進協議会事務局

(兵庫県中播磨県民センター姫路港管理事務所内) 担当: 唐津

〒672-8063 兵庫県姫路市飾磨区須加 294

TEL: 079-235-0176 FAX: 079-234-5172